

熊本空港構内（制限区域外）での撮影・取材等について

1. 申請窓口について

空港構内で撮影・取材を行う場合は、事前に熊本国際空港総務・経理部担当までご相談の上、「構内撮影・取材許可願」（以下「許可願」という。）をダウンロードし、メールでご提出ください。

受付時間 平日 9：00～17：00

連絡先 （電話）096-232-2311 総務・経理部

（メール）satsuei-soumu@kumamoto-airport.co.jp

※原則として、撮影を希望する日から3営業日前までに許可願をご提出いただきますようお願い致します。土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始における撮影等は認めません。また、撮影時間は9：00から17：00までとします。ただし、空港管理上、会社が認めた特別な事情がある場合はこの限りではありません。その他、空港構内での事件・事故についてもこの限りではありません。

2. 注意事項について

本注意事項は、空港構内（有料駐車場やその他当社が管理する空港内施設も含む）すべての取材・撮影に適用いたします。

（1）撮影の制限又は禁止場所は以下のとおりです。（別図参照）

- ・ 保安検査場（保安検査機器、警備員含む）
- ・ 従業員通用口及びその周辺
- ・ 制限区域内
- ・ その他、空港職員が指示した場合


（2）航空会社チェックインカウンター、店舗等の取材は事前に各事業者の取材許可を得た上、撮影を行ってください。

3. 遵守事項について

本遵守事項は、空港構内すべての取材・撮影に適用いたします。

- （1）取材・撮影の責任者は各社のプレス腕章を左腕に着用してください。
- （2）撮影開始前に、国内線旅客ターミナルビル総合案内所で注意・遵守事項の確認を行ってください。
- （3）許可願で承認された場所以外の撮影はできません。
- （4）お客様のインタビューや撮影を行う場合は、貴社の責任の上、実施してください。

- (5) お客様の迷惑になる行為、お客様が不快になる行為、または航空会社・テナント等の業務に支障をきたす行為は決して行わないでください。この行為を発見又は認めた場合は、撮影を中止し、空港から退場願います。
- (6) 館内施設利用時は、お客様へのご配慮をお願いします。(ロビーチェアの占有、取材で使用する機材等の放置、旅客動線の妨げになる行為等)
- (7) 取材・撮影に伴う見物人等が発生すると予測される撮影は原則行わないでください。
- (8) 取材・撮影当日は関係者の身元確認を行わせていただく場合がございます。提出した許可願と身分証明書を携帯ください。
- (9) 取材・撮影時は当社社員の指示に従ってください。
- (10) 取材・撮影に関するお客様、航空会社、入居テナント等とのトラブルについて弊社は一切責任を負いません。
- (11) 空港内において中継又は、取材映像等を通信機材等で送受信する場合は、技適マーク※が付しているか確認してください。
- (12) 当社に無断で取材・撮影は行わないでください。

※ このマークは、無線を利用した機器が日本の電波法に基づく技術基準に適合していることを示すマークです。

本事項を遵守しない場合は、取材・撮影中にかかわらず中止させていただきますとともに、以後の取材・撮影をお断りする場合がございますのでご理解の上、十分にご注意して取材・撮影を行ってください。

以 上